

談話

2013年12月17日
全国保険医団体連合会
会長 住江 憲勇

福岡高裁の判決に抗議する —福岡・北九州生存権裁判—

12月16日、生活保護の老齢加算廃止は違法として78歳から96歳の北九州市在住の生活保護利用者33人が、同市を被告として保護変更決定処分の取消しを求めていた裁判（差し戻し審）について、福岡高裁は原告らの控訴を棄却するとの判決を出しました。

判決は、生活保護の老齢加算の廃止に至る経過を詳細に検討しないまま、国の検討は十分だったと判断しました。2003年12月に生活保護制度の在り方に関する専門委員会が公表した「中間取りまとめ」（70歳以上の高齢者について老齢加算を廃止すべきとしたもの）及び3年間の激変緩和措置を設けたことのみを持って厚生労働大臣による改定判断は違法とはいえない、としたものです。

上記判決は、差し戻し前の福岡高裁判決が老齢加算の廃止にかかる過程を詳細に検討し、原告の生活実態を勘案した上で老齢加算の廃止が生活保護法56条に違反し違法としたことと比べると、きわめて不当なものといわざるを得ません。

老齢加算は、70歳以上の高齢者は食費や衣服費などが生活水準を維持する上で必要だとして、一定額の保護費を加算支給する制度であり、1960年に創設されました。

しかし、国は、社会保障費削減策の一環として、2004年度から老齢加算を段階的に削減し、2006年度より全廃しました。これによって高齢の生活保護受給者は、毎月の収入が約2割減らされ、「食事や入浴の回数を減らす」「近所付き合いがでない」など、「人間らしい生活」が脅かされています。

また、本年8月に生活保護基準がさらに引き下げられ、今後もさらなる切り下げが狙われている中で、このような判決は、格差と貧困の広がりを助長している行政に追隨しているものといわざるを得ません。

全国保険医団体連合会は、引き続き、各地でたたかわられている生存権裁判に連帯して、生存権確保のために奮闘することをあらためて決意するものです。

以上